

食品安全委員会第 328 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 22 年 4 月 15 日 (木) 13:58 ~ 14:36

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

(1) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

・動物用医薬品「豚インフルエンザ・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(フルシユア E R)」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(2) 緊急時対応専門調査会における審議結果について

・平成 21 年度緊急時対応訓練の結果及び平成 22 年度緊急時対応訓練計画(案)について

(3) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成 22 年 3 月分)について

(4) その他

4 . 出 席 者

(食 品 安 全 委 員)

小泉委員長、見上委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、村田委員

(事 務 局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、北條評価課長、小野勧告広報課長、

本郷情報・緊急時対応課長、前田評価調整官、新本リスクコミュニケーション官

5 . 配 布 資 料

資料 1 動物用医薬品専門調査会における審議結果について 豚インフルエンザ・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(フルシユア E R)

資料 2 - 1 平成 21 年度緊急時対応訓練実施報告書

資料 2 - 2 平成 22 年度緊急時対応訓練計画(案)

資料 3 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成 22 年 3 月分)について

6. 議事内容

小泉委員長 それでは、ただいまから第 328 回「食品安全委員会会合」を開催いたします。

本日は 6 名の委員が出席です。お手元でございます「食品安全委員会(第 328 回会合)議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず資料の確認を事務局からお願いいたします。

西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

議事次第の紙のほかに、資料 1「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」。

資料 2 - 1「平成 21 年度緊急時対応訓練実施報告書について」。

資料 2 - 2「平成 22 年度緊急時対応訓練計画(案)」。

資料 3「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等(平成 22 年 3 月分)について」。

以上でございます。不足はございませんでしょうか。

小泉委員長 よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。

(1) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

小泉委員長 最初に動物用医薬品専門調査会における審議結果についてです。本件につきましては専門調査会から意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されております。まず担当委員の見上さんから説明をお願いいたします。

見上委員 まず資料 1 を御覧ください。本製剤は豚インフルエンザ・豚丹毒混合不活化ワクチンに係る食品健康影響評価です。本製剤は豚インフルエンザウイルスの A 型 H 1 N 1 株及び H 3 N 2 株を主剤とする乾燥ワクチンを、不活化した豚丹毒菌 C N 3 3 4 2 株を主剤とする液状ワクチンで融解混合して使用するワクチンです。この効果は豚インフルエンザウイルスの発症防御及び豚丹毒の予防を目的としております。

病気に関して少し述べますと、豚インフルエンザはインフルエンザウイルス A 型に属する豚インフルエンザウイルスの感染によって起こる豚の急性呼吸器疾患です。豚の中では伝播性は極めて高いんですけども、致死率は低く、多くは 1 週間程度で回復します。

一方、豚丹毒は *Erysipelothrix rhusiopathiae* という菌によって起きる豚の豚丹毒です。人がこの病原体にかかると、病名が類丹毒といって豚丹毒と同じような皮膚の病変等が出ます。豚におき

ましては豚丹毒はいろいろな病型がありまして、急性型は主として敗血症です。亜急性型は皮膚の表面にいろいろな湿疹ができる。慢性型というのは、時としては関節炎だとか心内膜炎、リンパ節炎などが起きる病気です。豚の中では世界中に広く発生しておりまして、日本における発生も全国的となっております。

本製剤は不活化されたウイルスと細菌が使用されておりますが、いずれも不活化されていますので、ヒトに対して病原性は持っておりません。ワクチンの中に添加剤だとかアジュバント等が入っているわけですけれども、これもヒトにとってさほど問題があるようなものは入っていないということで、このワクチンが豚に適切に使用される限りにおいては、その豚由来の食品、肉を通じてヒトに健康に影響を与える可能性は、無視できるものと考えているということでございます。詳細につきましては事務局から説明を願います。

北條評価課長 それでは、私から補足の説明をさせていただきます。

評価書2ページの審議の経緯に記載がございましたように、今回の品目につきましては2009年11月でございますが、農林水産大臣より輸入承認に係る食品健康影響評価について、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について、要請があったものでございます。

評価対象動物用医薬品の概要につきましては、4ページに記載をされておりでございます。見上委員からも説明がございましたように、本製剤は乾燥ワクチンの主剤といたしまして、インフルエンザウイルスのH1N1株とH3N2株が含まれております。液状ワクチンの主剤といたしまして、豚丹毒菌が含まれているというものでございます。

効能効果は既に委員から御紹介があったとおりでございますが、用法用量といたしましては乾燥ワクチンを液状ワクチンで溶解いたしまして、溶解されたものについて頸部筋肉内に3週間の間隔で2回注射をするという用法用量となっております。添加剤といたしましては安定剤、保存剤、不活化剤、アジュバント、乳化剤、溶剤といったものが含まれておりまして、具体的な成分につきましては4ページに記載のとおりでございます。

本製剤でございますけれども、混合ワクチンとして1回の接種に集約するというところで、豚に対するストレス及び接種作業の軽減を図ることができるという目的で、開発をされたものとさせていただきます。

安全性に係る知見の概要につきましては5ページ以下にまとめられております。ヒトに対する安全性につきましては既に御紹介いただいたとおり、豚インフルエンザ、豚丹毒ともに人獣共通感染症ではございますが、不活化されているということで、いずれもヒトに対する病原性を持たないということでございます。先ほど御紹介いたしました添加剤につきましては、ヒト用医薬品または食

品添加物として使用されているものでございますし、既に当委員会におきましても評価を終えているものでございます。

6 ページ、豚に対する安全性の試験成績がまとめられております。子豚を用いた安全性及びアジュバント消失確認試験が実施をされておきまして、結果でございますけれども、7 ページ表 2 にまとめられております。2 回目接種 7 日後におきましては衛星群に記載がございますように、肉芽腫様病変、筋繊維変性あるいは空胞様構造物といった所見が認められておきまして、これらは油性アジュバントによるものと考えられておきますが、認められているところでございます。しかしながら、21 日後になりますと 10 倍量については一部所見が出ておきますけれども、常用量でいいますと、これらの所見がないということから、接種 21 日後までにアジュバントは消失するという結果となっているわけでございます。

8 ページには豚に対する臨床試験の成績がまとめられておきますが、有害事象の発生は認められていないということでございます。

製剤につきましてはマイコプラズマ否定試験、無菌試験などの試験が規格及び試験方法として設定をされているということで、製剤の安全性についても担保されてございます。

以上のような試験成績をもちまして、最終的な食品健康影響評価につきましては委員御紹介のとおりに、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるという結果となっております。

評価書(案)につきましては、委員会終了後 5 月 14 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えておきます。

以上でございます。

小泉委員長 それでは、ただいまの説明あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

議事(2) 緊急時対応専門調査会における審議結果について

小泉委員長 次の議事に移ります。緊急時対応専門調査会における審議結果についてです。本件につきましては担当委員である野村さんからの報告をお願いいたします。

野村委員 緊急時対応専門調査会は本年 3 月 26 日に第 31 回会合を開きまして、平成 21 年度、昨年度の緊急時対応訓練の結果について検証を行い、報告書を取りまとめておきます。同時に検証

を踏まえまして、今年度の訓練計画についても併せて審議を行いました。

その結果でございますが、21年度の検証結果に基づきまして、22年度は緊急時対応マニュアルの実効性の向上、メディアへの対応を含む国民へのわかりやすい情報提供に関する対応策、技術の向上といったことを内容とした計画書を作成いたしました。詳細につきましては事務局から説明をお願いいたします。

本郷情報・緊急時対応課長 それでは、お手元の資料2-1及び資料2-2に基づきまして、御説明申し上げます。

資料2-1「平成21年度緊急時対応訓練実施報告書」を御準備いただきたいと思っております。

1ページ目は訓練計画でございます。平成21年度の訓練につきましては、当初は広報技術の習得を主体とし、模擬記者会見の実施を含む実務訓練を1回実施することとしておりましたが、緊急時対応専門調査会において御審議いただいたところ、一層実効性のある訓練にするため、実務研修と確認訓練の2本立ての訓練設計とし、体系的に訓練を実施することいたしました。

模擬記者会見の実施につきましては、関係機関等から求められ、リスク評価機関としての科学的知見に基づいた、理解しやすい情報を記者の方々などに提供する場合を想定した、模擬記者説明会の実施に変更して実施いたしました。

2ページ目、訓練の実施内容でございます。実務研修といたしまして3つの研修を実施いたしました。

実務研修 といたしまして事務局職員、具体的には係員から課長補佐までのすべてを対象に、緊急事態等における初動対応に必要な一連の手順の習得を図ることを目標として、講習を行いました。これは例えばリスク管理機関等から緊急の第一報が夜間など業務時間外に発信され、残業あるいは出勤していた職員が連絡を受けた場合、その情報をいち早く局内の幹部や担当者あるいは委員に伝達するというものです。この一連の初動対応の手順につきましては、緊急時対応の担当者が講師として講習を行っております。

実務研修 といたしまして、事務局職員を対象に緊急事態等における重要な広報手段である、ホームページへの情報掲載技術の習得を図ることを目標といたしまして、講習を行っております。これは緊急事態等を探知した場合に、当該ハザードに即応した情報提供をできる限り迅速に行うことが重要となりますが、その場合、第一の情報提供手段が食品安全委員会ホームページへの掲載になります。そこで夜間などホームページ掲載を担当する専門の職員が不在のときに、職員の誰もが対応できるよう、試験掲載の実践を通じましてホームページへの掲載方法の習得を行いました。

実務研修 としまして、委員及び事務局職員を対象に緊急事態等において、図表やグラフィック

等を用いて相手が理解しやすい資料を作成するために必要な技術の習得や、基本的なバーバル及びノンバーバルコミュニケーション技術の習得を図ることを目標といたしまして、記者から見たわかりやすい情報提供や資料を作成する際のポイントなどにつきまして、3名の外部講師による講演や演習を行っていただきました。

講演 「記者から見た分かりやすい情報提供について」としまして、毎日新聞社の小島編集委員を講師に、これまでの記者経験を踏まえた記者に誤解されない説明をするための留意点について、御講義を行っていただきました。

講演 「説明資料を作成する際のポイント」としまして、電通パブリックリレーションズの青木浩一氏に、説明資料における一目見てわかる表現の工夫について講義を行っていただきました。

演習「緊急時対応のポイント」としまして、三菱総合研究所の義澤主席研究員を講師に、想定されるステークホルダーに関するそのリテラシー、関心事、伝えるべきポイントについて講習を行っていただきました。

4 ページ目は確認訓練でございます。本年1月29日に実施いたしましたが、(4)具体的内容として、事案の探知から国民への情報提供までについて実動訓練を実施いたしました。特に20年度の訓練と大きく異なる点は、直前まで危害物質等とシナリオを訓練参加者に知らせない点や、時間経過を実態に近づけた点でございます。

5 ページ目(5)その他(シナリオ概要)といたしましては、X国産の輸入果実Qを原因食品とした変異株ノロウイルスの食中毒が確認され、一部報道で変異株ノロウイルスを「新型ノロウイルス」として過熱報道されたことから、健康への影響に対する国民の不安が高まっていくというものでございます。

具体的には、訓練4日前に海外X国リスク管理機関のホームページから、X国において大規模食中毒が発生したこと、訓練3日前にはEU食品・飼料緊急警報システムにより果実Qの一部が日本に輸出された可能性があることを探知したと想定いたしまして、委員会及び事務局内の通常の情報共有手段であります「日報」を通じまして、あらかじめ訓練と断りながら少しずつ状況付与を行ってまいりました。

6 ページ目、訓練前日の深夜、消費者庁から当事案について翌朝に、情報総括官会議が開催される旨の連絡が入ったという想定で、実際に事務局担当者が事務局長の携帯電話に一報を入れるところから訓練を開始いたしました。訓練当日は消費者庁からの要請を受けて、国民に向けて科学的知見に基づいた情報の発信のため資料作成を始めとした準備を行い、夕方にプレスリリースを行うとともに、模擬的な記者説明会を実施いたしました。なお、シナリオの作成及び訓練当日の資料作成時におきましては、微生物・ウイルス専門調査会のノロウイルスの御専門の専門委員から御助言を

いただいております。

7 ページ目、訓練の結果及び検証でございます。訓練の結果といたしまして、一連の実務的活動がおおむね手順どおりに実践され、想定した手順が確認されるとともに、短時間のうちに円滑に対応できるよう、より具体的かつ明確な役割分担や一層具体的な手順の整理・工夫の必要性が確認されました。

実務研修により習得した知識・技術を活用したことによりまして、現状の知識技術レベルが確認されるとともに、わかりやすい情報提供に向けた改善点が見つっております。

3 点目といたしまして、実務研修を含めた訓練の継続により、組織全体の対応能力を一層向上させる必要性が確認されました。

続きまして、結果の検証でございます。

(1) 確認訓練における事務局の対応につきましては、一連の実務的活動がおおむね手順どおりに実施され、想定した対応手順が確認された一方、課題といたしまして役割分担や進行管理の方法についての改善のほか、臨時の委員打ち合わせや事務局会議での検討についての工夫の必要性が挙げられました。

これらの課題に対します今後の対応策としまして、8 ページ上段にあります食品安全委員会緊急時対応手順書を策定し、研修により事務局全体に周知するとともに、その実効性を訓練で確認することといたしました。なお、この手順書につきましては今後事務局で案を作成した後、緊急時対応専門調査会での検討を経て準備してまいりたいと考えております。

(2) 確認訓練における模擬記者説明会につきましては、結論を最初に述べる等資料の記載がよかった、説明者である小泉委員長の対応が冷静かつ丁寧で説明がわかりやすかったという評価をいただいた一方、課題といたしまして、図表に説明文章を添付して誤解を受けないような説明に関する工夫や改善の必要性が挙げられました。

今後の対応策といたしまして、(1) の対応策で策定します手順書に改善点を盛り込み対応することといたしました。

(3) 確認訓練における訓練設計や当日の運営につきましては、訓練シナリオの一部非提示について実践的な訓練であった一方、課題といたしまして訓練シナリオの一部非提示に関する改善、事務局全体の参画方法の工夫の必要性が挙げられました。

今後の対応策といたしまして、訓練シナリオの一部非提示の訓練の場合、それを踏まえて運営方法を改善することといたしました。

(4) 実務研修につきましては、実践向きで非常に有意義であった。一方、課題といたしまして通常の事務局内研修に含めるなど、定例化して今後も継続する必要があるとされました。

今後の対応策としまして、緊急事態等における初動対応の要点の研修を新規着任者研修に位置づけることや、手順書を周知する研修の定例化を検討するなどとされました。

11 ページ目、訓練のまとめとしまして平成 22 年度の緊急時対応訓練は、21 年度訓練の結果から整理された対応策を踏まえまして、次の 2 つの事項に留意して計画・実施することを検討することとしております。

「1 平成 22 年度緊急時対応訓練の重点課題について」としまして、緊急時対応マニュアル等の実効性の向上とわかりやすい情報提供技術の向上を挙げております。

(1) 緊急時対応マニュアル等の実効性の向上としましては、緊急時対応の手順について事務局が短時間のうちに円滑に対応できるよう、具体的に整理した「食品安全委員会緊急時対応手順書」を策定する。この手順書につきましては実務研修により事務局全体に周知し、確認訓練によりその実効性を確認する。訓練で得られた改善点について、必要に応じて改正予定の緊急時対応マニュアルに反映する。

(2) わかりやすい情報提供技術の向上としまして、手順書に整理したわかりやすい情報提供に向けた対応について、実務研修により事務局内に周知する。わかりやすい説明資料作成技術や模擬記者説明会等メディア対応技術について、実務研修により委員及び事務局全体に周知するとともに、その技術・知識レベルについてシナリオ一部非提示で、時間経過など実態に近づけた実働の確認訓練により確認する。

「2 訓練の設計や運営について」としまして、効果的な訓練となるよう実務研修と確認訓練の 2 本立ての体系的な設計などを検討する。確認訓練は実践的な訓練となるよう、シナリオ一部非提示を検討する。シナリオは実際に合わせて大臣、副大臣、政務官の政務三役及び外部機関との調整等手続を踏まえたものを検討する。通常業務への影響に配慮しつつ、負担にならない範囲で事務局全体が関われる訓練を検討する。

以上のまとめを踏まえまして、平成 22 年度緊急時対応訓練計画につきましても、緊急時対応専門委員会で御検討いただきました。

それでは、資料 2 - 2 の訓練計画(案)を御説明いたします。

「1 基本方針」といたしまして、21 年度に実施した訓練を検証した結果、食品安全委員会における緊急時対応体制の充実を図るため、継続して訓練を実施することが重要。このため、緊急事態等における対応能力の向上を図るため、緊急時対応訓練を実施し、問題点や改善点について検討を行う。一層実効性のある訓練にするため、実務研修と確認訓練の 2 本立ての訓練設計とし、体系的に実施するとしております。

「2 重点課題」としましては、先ほど御説明いたしました平成 22 年度緊急時対応訓練の重点

課題の内容を挙げさせていただきました。これは冒頭に野村委員から御発言があったとおりでございます。

「3 訓練計画」といたしまして、実務研修につきましては新任者が着任した4月から10月までの間に初動対応を基本とした、緊急時対応やわかりやすい説明資料作成等の実務について講習を行う。確認訓練につきましては、11月を目途に模擬記者説明会の実施を含む緊急時対応の確認を、1日かけた訓練で行う計画にしたいと考えております。

本案につきまして御承認をいただきましたならば、具体的な訓練内容につきましては今後、緊急時対応専門調査会において検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。野村さん、どうぞ。

野村委員 緊急時の場合に国民にとって最もよりどころとなるのは、科学的な事実、知見だと思います。したがって、食品安全委員会の情報提供というのは極めて今後も大きな役割を果たすと思いますので、引き続き具体的な内容を詰め、訓練を充実させていただきたいと思います。

特に仔細のところは割りと重要で、例えば昨年度の検証の中でメディアへの発表時間があります。朝刊、夕刊というのは締め切り時間がありまして、ここにある程度余裕を持って情報提供をしておくということが大切である。メディアに掲載される取り扱いの上でも有効な手法となりますので、そういった具体的な内容についても、訓練を通じてより緻密に詰めていただければと思います。

小泉委員長 ありがとうございます。例えば朝刊とか夕刊とかありますね。大体何時ごろまでが基準になるのでしょうか。

野村委員 私がいた数年前までは、例えば10日の朝刊なら10日の午前1時半がぎりぎりの締切りですけれども、記者が原稿を書いて送るとするのはその日の夕方から夜にかけてありますので、できれば夕方ぐらいに情報を提供しておくで原稿を書く上で大変参考になる。そうすると、食品安全委員会の科学的知見も活かせると思います。

夕刊だと、たしかその日の2時ぐらいだったかなと思います。ちょっと変わっているかもしれませんが。その辺は各社に問い合わせると教えてくれると思います。

小泉委員長 わかりました。ありがとうございます。事務局も追加で何かありますか。

本郷情報・緊急時対応課長 委員の御指摘を踏まえまして、きっちりと詰めて対応したいと思っております。

小泉委員長 ほかの委員の方々、いかがですか。何か御意見ございますか。よろしいでしょうか。それでは、平成 22 年度緊急時対応訓練計画につきましては、報告された案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(3) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等 (平成 22 年 3 月分) について

小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等 (平成 22 年 3 月分) についてです。事務局から報告してください。

小野勧告広報課長 それでは、資料 3 に基づきまして御報告いたします。「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等、今回は 22 年 3 月分でございます。

問い合わせの件数ですが、3 月は 51 件となっております。(2) に内訳を示してございます。食品安全委員会関係で 8 件、食品の安全性関係で 11 件、食品一般関係で 31 件、その他として 1 件でございます。

トピック別の内訳ですが、2 ページ目です。22 年 3 月は、こんにゃくゼリーが 3 件、D A G 油の関係で 3 件、大豆イソフラボンの関係で 2 件、これを合わせて 51 件という内訳でございます。

3 ページ目にまいりまして、毎回問い合わせの多い質問に関しての Q & A でございます。今回は「食品安全について、子ども向けに分かりやすい資料はありませんか」という問いでございます。

答えですが、食品安全委員会では小中学生向けの情報発信にも力を入れており、授業や説明会などで御利用いただける冊子、DVD を作成しております。このたび、中学校の技術・家庭科用の副読本といたしまして「科学の目で見える食品安全」という冊子を作成いたしました。この冊子では食品添加物、農薬、食中毒など身近な話題についてイラスト、図表を使いまして、中学生の皆さんにもわかりやすいように解説しております。

小学生向けでは、DVD 「考えてみよう！食べ物の安全性」を作成し、食品添加物、残留農薬に

ついて解説をいたしております。このDVDではアニメーションを使いまして、わかりやすく楽しみながら学んでいただくというものにしてございます。

また資料として「どうやって守るの？食べ物の安全性」という小冊子を発行しております。これは小中学生の皆さんが御家族と一緒に食品安全について学べるようにということで、編集したものでございます。

ホームページでは「キッズボックス」というコーナーで、子ども向けの情報発信をしているほか、「ジュニア食品安全委員会」の資料につきましてもホームページの中で掲載しております。

なお、先ほど御紹介しましたDVDは、食品安全委員会のホームページから御覧いただけるように準備をしており、来週末には御覧いただける予定になってございます。

リンクにつきましては4ページにまとめて記してございます。

報告は以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問はございませんでしょうか。野村さん、どうぞ。

野村委員 ものすごく細かい話で、2ページ目の集計表の一番下の行に平成22年3月の小計が9となっているんですが、恐らくこれは8ではないかと思うんです。

小野勧告広報課長 8です。訂正します。

野村委員 済みません、細かい話で。

小泉委員長 よろしいですか。ほかの委員の方々、いかがですか。

私は座長をしていた関係で、こんにゃくゼリーが今月また3件というのが数字で出ているのですが、どんな内容だったのでしょうか。

小野勧告広報課長 3月はWGのとりまとめや食品安全委員会への報告がございましたので、3件となっております。

中身としては、特に規制に関する御意見で、なぜ規制をしないのか、なぜ放置しておくのかという御意見。逆に規制されてこんにゃくゼリーがなくなるということは、消費者としてもとても寂しいという御意見。こんにゃくゼリーではございませんけれども、餅の規制についても考えてもらえ

ないでしょうかという御意見が寄せられております。

以上3件でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。餅を規制してほしいという意見ですか。

小野勸告広報課長 この御意見では、特に高齢者に対して餅を提供することを禁止するという提案をしていただけないでしょうかという中身でございました。

小泉委員長 わかりました。見上さん、どうぞ。

見上委員 最後の餅の件なんですけど、興味があってよく読んでみたんですけども、たしか家族で御不幸があって、餅全体ではなく、施設でお年寄りに餅をやるのを何とかやらないようにしてくれという、餅全体の話ではなかったと記憶しております。

小泉委員長 ありがとうございます。要するに施設でということですね。わかりました。畑江さん、どうぞ。

畑江委員 施設ではこのごろそういうものをすごく気にしてしまっていて、普通の大人が食べるお餅とは違う材料配分のお餅を工夫して出しているところが多いようです。

小泉委員長 畑江さんの方で研究もされていますね。その辺を説明していただけたらと思います。

畑江委員 直接関係ないんですけども、年をとると顎でぎゅっと噛みしめる力がすごく弱くなるんです。ですから、同じお餅を口に入れても噛み切れずに喉の方に行ってしまうので、大きいまま喉に行ってしまうんです。若いときは噛む力が強いから2つに噛み切れるのが、噛み切れないというのも窒息の原因になるので、お餅の弾力の少ないものを施設では用意したり、大きさを小さくしたりして出しているはずなんです。

小泉委員長 ありがとうございます。ほかの方はよろしいですか。

それでは、ほかに議事はございますでしょうか。

西村総務課長 ほかにはございません。

小泉委員長 それでは、これで本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合につきましては4月22日木曜日14時から開催を予定しております。

明日4月16日金曜日14時から、肥料・飼料等専門調査会が公開。

来週19日月曜日14時から、遺伝子組換え食品等専門調査会が非公開。

20日火曜日14時から、添加物専門調査会が公開でそれぞれ開催される予定となっております。

食品安全委員会では食品の安全性をテーマにした学習を広げる機会として、訪問学習を受け入れております。食の安全性を誰がどのように守っているかなどについて学んでいただくために、社会科見学や修学旅行などの一貫として御活用いただければと思います。是非とも食品安全委員会にお尋ねいただければと思います。

それでは、以上をもちまして第328回「食品安全委員会会合」を閉会といたします。どうもありがとうございました。